

(様式第1号)

申し込み番号
(長野市記入欄)

借上型仮設住宅申込書
「令和元年台風第19号に伴う災害」

以下により、借上型仮設住宅を申し込みます。

【申込者】

フリガナ 氏名	
被災前の住所	
現在の居住地 (避難施設等)	住所 〒
	現在の居住地について、下記のいずれかに○をしてください。 ・公営住宅 ・職員住宅 ・社宅、寮 ・旅館 ・親戚宅 ・避難所() ・その他()
電話番号	【携帯番号】

※居住地が避難所の場合は住所の記載は不要です ※屋間に連絡がつく電話番号をご記入ください

【入居希望期間等】

入居希望期間	令和 年 月 日 から 令和 年 月 日まで ※期間は最長2年間です。
入居人数	人

【入居しようとする住宅の状況】

住宅の所在地	〒		
住宅の名称等		部屋番号	
住宅の間取り	()LDK ・()DK ・()K ・ワンルーム		
耐震性	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> 昭和56年6月以降に建築 <input type="checkbox"/> 昭和56年5月以前に建築で、耐震診断・耐震改修の結果耐震性有		
	<input type="checkbox"/> その他 入居者及び貸主により賃貸借可能と確認されたもの(耐震性を有したニーズに合う物件が市場にない場合など、やむを得ない事情がある場合に限る。)		
費用	賃料	月額	円 市負担(世帯 2人以下・6万円以内、3~4人・7万円以内、5人以上・9.5万円以内)
	共益費(又は管理費)		円 市負担(通常徴収している額)
	礼金		円 市負担(賃料1か月分を上限)
	退去修繕負担金※		円 市負担(賃料2か月分を上限)
	鍵交換費用		円 市負担(通常徴収している額)
	仲介手数料		円 市負担(賃料0.55か月分(税込)を上限)
	保険料		市が加入

上記市負担経費以外の経費(駐車場料金、自治会費、入居者の故意又は過失による損壊修繕費等)は入居者負担です。

【貸主及び仲介業者】

(当該賃貸住宅について、借上型仮設住宅としての提供)

貸主	【電話番号】		
仲介業者			
仲介業者連絡先	【所在地】〒		
	【電話番号】	【FAX番号】	
仲介業者が所属する団体名	<input type="checkbox"/> 長野県宅地建物取引業協会 <input type="checkbox"/> 全国賃貸住宅経営者協会連合会	<input type="checkbox"/> 全日本不動産協会長野県本部 <input type="checkbox"/> その他()	

【入居予定者】

入居する親族等	フリガナ 氏名	性別	続柄	年齢	生年月日	備考 (高齢者、障がい者、要介護等の 特記事項があれば記入)
			本人		T・S・H・R 年 月 日	
					T・S・H・R 年 月 日	
					T・S・H・R 年 月 日	
					T・S・H・R 年 月 日	
					T・S・H・R 年 月 日	
					T・S・H・R 年 月 日	
					T・S・H・R 年 月 日	

【確認事項】 該当する項目に☑を付けてください。

- ① 被災した住宅の状況 住家が全壊、全焼又は流出し、居住する住家がない
 上記以外の場合
(この場合は、様式第1号の2又は第1号の3の添付が必要です)
- ② 以下の事項には該当しません。 (該当する場合は、借上型仮設住宅に入居できません。)
・同一世帯の家族を含め、既に借上型仮設住宅の提供を受けている。
・自らの資力をもって住宅を確保することができる。
・災害時において長野市外に居住していた。
・災害救助法による被災した住宅の建設型仮設住宅、応急修理制度、障害物の除去を申請している、又は今後申請する。
・申込者および入居者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第78号)第2条第6号に規定する暴力団員である。
- ③ 必要書類の添付確認
- 借上型仮設住宅申込書(様式第1号)
 - 申告書(様式第1号の2)(り災証明書の判定が全壊の場合は除く)
 - 誓約書(様式第2号)
 - 同意書(様式第3号)(又は、後日同意書を送付する旨を約束する確約書)
 - 世帯全員の住民票
 - り災証明書(写しも可)
 - 物件情報書類(住宅の案内図、外観写真、部屋の間取りを添付してください)

この申込書に記載の内容について事実と相違ありません。

令和 年 月 日

氏名

印

(自署の場合は押印を省略できます)

- (注1)「借上型仮設住宅」とは、民間の賃貸アパートなどを長野市が借り上げ、提供する住宅です。
(注2)賃料(共益費(又は管理費)含む)は無料ですが、駐車場料金、自治会費、光熱水費等は入居者負担となります。
(注3)借上型仮設住宅に入居した場合、他の応急仮設住宅に入居はできません。